



医療機関版

## NEWS LETTER

2021年9月号

本間社会保険労務士事務所

札幌市中央区北4条西17丁目1-10グリーンヒルズ2階  
 TEL : 011-616-8177 / FAX : 011-644-6675  
 URL : <http://honma-office.jp/>

Topic

## エイジフレンドリー補助金 10月末まで

60歳以上の高齢労働者にとって働きやすい職場環境を整備することを支援する制度（エイジフレンドリー補助金）の申請受付が始まっています。この制度は医療・福祉業務にも活用できる補助金で、感染予防の費用も対象です。



## 対象となる事業者

次の要件すべてを満たす中小企業事業者が対象です。

- ①60歳以上の労働者を常時1名以上雇用
- ②労働保険に加入
- ③一定規模以下

③の規模は、医療・福祉では、常時使用する労働者数が法人全体で100人以下か、資本金又は出資の総額が5,000万円以下の事業者が該当します（資本金や出資金がない場合は、常時使用する労働者数により判断）。

## 補助金額と対象となる経費

高齢労働者のための職場環境改善※に要した経費（物品の購入、工事の施工等）の2分の1が補助されます。上限額は100万円（消費税を含む）です。

## ※補助対象となる職場環境改善策

- 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防
- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 健康や体力状況等の把握
- 安全衛生教育の実施

## 空気清浄機は対象？

医療機関等における新型コロナウイルス感染予防のための換気の不足を補うための空気清浄機（一定の要件を満たすもの）の導入は**対象**

## 電動ベッドは対象？

介助者の腰痛防止効果はあるものの、被介助者側の負担軽減等が主目的のため、**対象外**

## 車いすは対象？

原則は**対象外**  
 スライディングボード使用時に片ひじが外せる等、高齢労働者の身体的負担軽減に効果がある機能を有する車いすは**対象**

## 段差の解消や床の滑り止め対策は対象？

高齢労働者が利用する通路の段差解消や手すりの設置、防滑靴の支給等は**対象**  
 床の滑り止め工事は**対象外**

令和3年度の申請受付は10月末日まで。詳細は以下のホームページでご確認ください。

参考：厚生労働省「エイジフレンドリー補助金について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09940.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)

# 医療機関等における 2021 年の賃金改定状況

今年7月に厚生労働省から、最低賃金改定の参考資料として、「令和3年賃金改定状況調査結果」※が発表されました。ここではこの結果から、医療機関等(以下、医療、福祉)の今年の賃金改定状況を見ていきます。

## 6割近くが賃上げを実施

上記調査結果から、医療、福祉の賃金改定状況をまとめると、表1のとおりです。

2021年の1~6月に賃金引上げを実施した事業所(以下、賃上げ実施事業所)の割合は59.8%で、2020年に比べ3.1ポイント上昇しました。全体の結果である産業計と比べると、23.5ポイントも高い状況です。

同じく1~6月に賃金引下げを実施した事業所(以下、賃下げ実施事業所)の割合は0.8%でした。2020年より1.0ポイント低下し、産業計よりも低い水準となりました。

なお、7月以降も賃金改定を実施しない事業所の割合は28.5%で、2020年より0.7ポイント上昇しました。ただし、産業計より20ポイント程度低い水準です。

また、7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所の割合が10.8%あることから、医療、福祉の賃上げ実施事業所割合は、70%近くになるものと思われます。

## 賃上げ事業所の改定率は2.8%に

医療、福祉の賃金改定率をまとめると、表2のとおりです。

【表2】平均賃金改定率(%)

	賃上げ実施事業所		賃下げ実施事業所	
	2020年	2021年	2020年	2021年
医療、福祉	2.4	2.8	-12.2	-23.9
産業計	2.8	3.0	-12.9	-14.0

厚生労働省「令和3年賃金改定状況調査結果」より作成

2021年の医療、福祉の賃上げ実施事業所の平均賃金改定率は2.8%で、2020年から0.4ポイント上昇しました。ただし2年とも、産業計よりも若干低い水準となっています。

一方、賃下げ実施事業所の改定率はマイナス23.9%で、2020年より10ポイント以上低下しました。産業計と比べても、10ポイント程度低くなっています。

## 一般労働者は1,436円/時間

医療、福祉の2021年の1時間当たりの賃金額は、一般労働者が1,436円(上昇率1.2%)、パート労働者が1,265円(上昇率0.3%)でした。

医療、福祉の事業所はコロナ禍においても、賃上げ実施事業所の割合が産業計よりも高い水準にあることがわかりました。貴院の状況はいかがでしょうか。

【表1】医療、福祉の賃金改定状況(%)

	1~6月に賃金引上げを実施した事業所		1~6月に賃金引下げを実施した事業所		7月以降も賃金改定を実施しない事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
医療、福祉	56.7	59.8	1.8	0.8	27.8	28.5	13.7	10.8
産業計	41.2	36.3	1.5	1.5	42.1	48.8	15.1	13.5

厚生労働省「令和3年賃金改定状況調査結果」より作成

※厚生労働省「令和3年賃金改定状況調査結果」

令和3年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の資料として公表された、一定の基準で抽出した全国の事業所規模30人未満の15,641事業所を対象にした調査(回収率は31.9%)です。表のデータは四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19605.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19605.html) なお、1時間当たりの賃金額は「賃金改定状況調査結果の訂正について」<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000802035.pdf> によります。

# 医療機関でみられる 人事労務Q&A



## 『懲戒処分を行う際の注意点』



当院の資料を外へ持ち出して紛失した職員がいます。本人は自宅に資料が置いてあるはずと言っていますが、無断で資料を外に持ち出すことは、当院や患者の情報漏洩のリスクもあるため、懲戒処分を考えています。今まで懲戒処分を行ったことがないのですが、どのように進めたらよいのでしょうか？



まずは、就業規則で規定する服務規律等において、外へ資料を持ち出すことを禁止しているか確認しましょう。もし禁止行為に該当するときは、どのような懲戒処分が妥当であるかを検討し、懲戒処分を行う流れになります。

### 詳細解説：

#### 1. 懲戒処分の根拠

懲戒処分の内容や基準に関する法令の定めはありませんが、懲戒処分を行う場合は、処分の対象となる行為、処分の内容をあらかじめ就業規則に規定し、職員に周知する必要があります。例えば、服務規律で、医院の資料を外へ持ち出すことを禁止していて、この内容に違反した職員を懲戒処分することが定められているのであれば、懲戒処分を行うことができます。その際、処分の対象となった行為が、どの懲戒処分の内容に当てはまるかを確認します。



分から当てはめて検討していきます。

#### [職員本人]

- 外へ持ち出した資料を、紛失したかどうか
- 持ち出した資料はどのような内容のものか
- なぜ、外へ資料を持ち出したのか
- 外への持ち出しは、何回目か
- 紛失していた場合、何回目か
- 紛失していた場合、どのような影響があるのか

#### [職場]

- 外への資料の持ち出しについて、普段から院長や上司はどのように指導していたか
- 外への資料の持ち出しについて、どのようなルールがあるのか
- 誰でも無断で外へ資料の持ち出しができる状況にあったのか

#### 2. 懲戒処分の手続き

たとえ、懲戒処分の内容に当てはまる場合であっても、その行為が起きた経緯、酌量の余地等の事情に照らし、処分の対象となった行為と処分の度合いが妥当であるかどうかを考える必要があります。今回の事例であれば、次の項目をもとに状況を整理し、軽い処

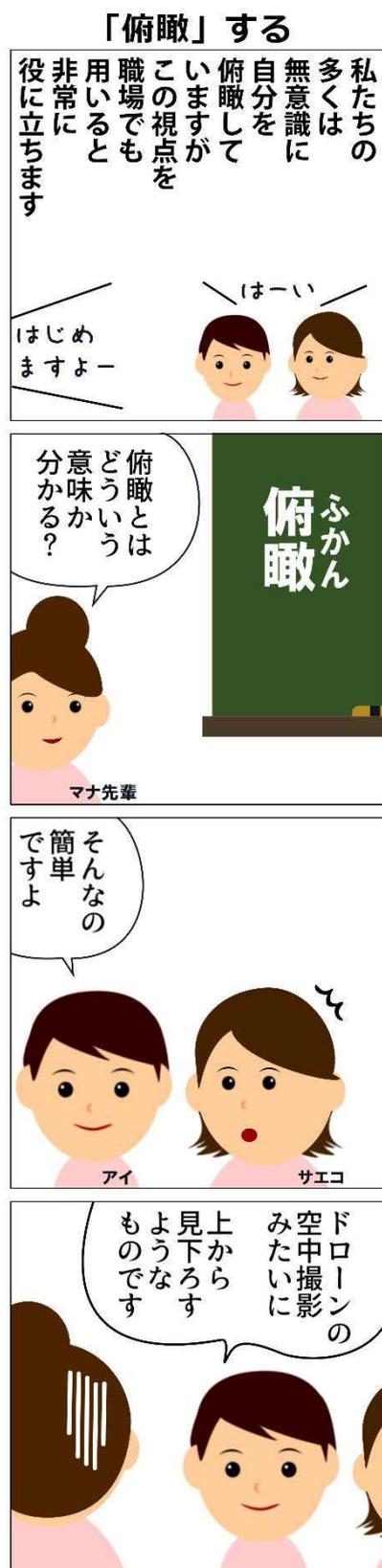
懲戒処分は、就業規則に規定する内容に当てはまり、処分の内容が妥当であれば行うことができますが、それ以前にこのような事態を発生させないために、職員に遵守してもらいたい事項を規定し周知するなど、労務管理を徹底することが重要です。

# 事例で学ぶ4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

## 『「俯瞰」する』



### ワンポイントアドバイス



俯瞰とは、**対象物を上から見下ろす視点**のことをいいます。

テレビや映画の撮影現場には『俯瞰撮影』というスタイルがありますが、これは被写体を上から撮る描写で、他の映像に比べて全体の状況が客観的に把握できるものです。大局観と同じですね。

自分が今どのような姿を患者様に向けているのか、せっかくの対応が残念な結果とならないよう、俯瞰を意識しながら自分を客観的な視点で捉えてみるとよいでしょう。

たとえば、俯瞰を意識しながら、次のようなことを考えてみてください。

- 今の自分の姿をカメラで撮影したら、どういう風に見えるだろうか
- どのように振る舞えば、自分の気持ちや考えが伝わるだろうか
- 今の自分を患者様が見たら、どう思うだろうか
- 昨日の自分は、どんな振る舞いをしただろうか
- 今の自分は、患者様にとって役に立っているだろうか

この視点を持つことにより、自分の立ち位置や取るべき行動が徐々に理解できるようになります。

どのような環境や状況であっても、俯瞰し、自分の存在価値を高める行動ができれば、明るい未来を切り開くことができるでしょう。

ぜひ意識してみてください。